

平成21年度食料供給基盤保全管理対策支援事業（東北農政局管内各県毎に行う事業）に係る公募要領

第1 総則

平成21年度食料供給基盤保全管理対策支援事業（東北農政局管内各県毎に行う事業）（以下「補助事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定める。

第2 公募対象補助事業等

（目的）

世界の食料需給の中長期的な危機状況に鑑み、今後、国内農業において食料供給力を一層強化してゆくためには、食料供給力を構成する農地・農業用水、担い手、技術という要素ごとに現状を分析し、実効ある対策を講じることが重要である。

特に、農地・農業用水が有する食料供給の機能は、経営体が効率的かつ安定的に、また先進的な技術を駆使しながら農業経営を展開する基礎的条件であるため、その機能の現状を調査・分析評価し、必要な対策を講じるための基礎情報としていくことが極めて重要である。

そのため、農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等について、民間団体が有する知見と技術を活用し、地域レベルで普及している効果的な取組等について多様な調査を行い、その機能の分析評価を行うこととする。また、これらの成果のデータを整備し、関係機関等に提供・共有するとともに、機能評価結果等について現地適合性の検証を支援することで、農地・農業用水の保全管理を通じた食料供給力の確保等に資することとする。

（内容）

本事業で実施する事業内容は、以下に掲げるとおりとする。

1 調査計画の策定等

食料供給基盤の保全管理のための調査並びに2に掲げる調査及び評価の計画等の策定のための地域農業政策等に関する調査

- ア 既存資料等の収集等
- イ 調査計画の策定
- ウ 現地適合性試験の実施計画の策定

2 食料の安定供給の機能等の調査及び評価

（1）機能調査

食料の安定供給の機能等の調査

- ア 農業水利施設の配置及び機能等に関する調査
- イ 農業水利施設に関連する受益地域、基盤整備事業実施地域における農地等に関

する機能の調査

(2) 機能評価

機能調査の結果に基づく機能評価

ア 農業水利施設の配置及び機能等に関する評価

イ 農業水利施設に関連する受益地域、基盤整備事業実施地域における農地等に関する評価

ウ 評価委員会の開催

(3) 機能調査及び機能評価結果データの整備等

ア 調査及び評価結果データの整備

イ 保全管理手法の立案

ウ 現地適合性試験計画の策定

3 現地適合性試験

機能調査及び機能評価に基づく現地適合性試験の実施並びに機能調査及び機能評価に基づく保全管理手法の検討

ア 現地適合性試験の実施

イ アの結果を踏まえた保全管理手法の検討

ウ 検証委員会の開催

このほか、補助事業の詳細内容については、別添「食料強基盤保全管理対策支援事業実施要綱」及び「食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要領」を参照すること。

第3 公募対象者

公募に応募できる者は、次の1及び2の双方に適合するものとし、事業実施主体の主たる事務所は東北農政局管内各県のいずれかにあることとする。

1 対象者

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農業会議

(4) 農業委員会

(5) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法報律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう）

(6) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。）

(7) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）

(8) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）

(9) 一般社団法人、一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する法人をいう。）

- (10) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条 1 項に規定する法人をいう。）
- (11) 土地改良区
- (12) 土地改良事業団体連合会
- (13) 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条 1 項または第 108 条第 1 項に規定する大学をいう。）
- (14) その他農地、農業用水、農業水利施設の適切な保全管理を通じた食料の安定供給又は多面的機能の発揮に向けた活動を行う団体（食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2332 号農林水産省農村振興局長通知）第 3 に規定する団体をいう。）
ただし、任意団体を設立予定の場合にあっては、当該任意団体において予定している構成員の代表が応募することができる。

（＊ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が 3 分の 2 を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。）

2 応募資格・条件等

- (1) 行為能力を有する者であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する者であること。
- (3) 法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理・意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 事業の成果を農業関係団体等（地域担い手協議会、地域水田農業推進協議会、地域耕作放棄地対策協議会等）で共有するための地理情報システムを活用する能力を有していること。

第 4 補助対象経費の範囲

- 1 賃金
- 2 報償金
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託料

- 7 使用料及び賃借料
- 8 備品購入費
- 9 給料、職員手当等
- 10 共済費

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる者にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 申請できない経費

事業実施に関連のない経費

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、1者当たり27,659,000円を上限に、予算の範囲内で事業の実施に必要な経費を定額により補助します。

なお、補助の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をしたうえで決定するため、提案のあった額より減額されることがありますので、予めご了承ください。

第7 課題提案等の提出について

1 提出書類

- (1) 事業に係る課題提案書 3部(正1、副2)
- (2) 補助事業内訳(参考資料として提出する。別添様式により、補助事業等を実施するために必要な経費をすべて記載すること。) 3部(正1、副2)
- (3) 定款、寄付行為等の規約 3部(正1、副2)
- (4) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類 3部(正1、副2)
- (5) 任意団体の規約等(ただし、予定任意団体代表者の場合は除く) 3部(正1、副2)
- (6) (3)から(5)は、応募する者が該当する場合に提出する

2 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

3 提出期限

平成21年 9月1日(火) 17:15まで

(郵送の場合は、平成21年 9月1日(火)までに窓口必着とする。)

4 提出・照会等窓口

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号

東北農政局整備部地域整備課

(仙台第一合同庁舎6階 ドア番号:635又は636)

TEL (022) 263-1111 (代表)

FAX (022) 216-4287

担当者 課長補佐 高橋 一彦（内線 4 1 7 1）
調整係長 太田 浩樹（内線 4 1 6 9）

第 8 課題提案書の内容等

- 1 課題提案書（様式は任意。ただし、A 4 版で 5 枚以内（片面印刷で、文字サイズは 11 ポイント以上）とすること。図表等を用いてもよい。）は、以下の項目について記載すること。また、課題提案書は日本語で記載すること。
 - （1）事業実施方針及び事業実施内容（事業目的に即した具体的な実施方針の設定）
 - （2）事業実施計画（事業実施手順、スケジュール等）
 - （3）事業実施方法（事業内容毎の具体的な実施手法）
 - （4）事業実施体制（事業内容に見合った技術者の配置等）
 - （5）事業遂行能力（中立性・公平性の確保、農地又は農業水利施設等に関する調査等の情報及び技術の有無等）
- 2 課題提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続き以外の目的で、応募者に無断で使用しない。
- 5 事業実施期間全体の実施計画内容であること。

第 9 課題提案書の選定

- 1 補助金等交付候補者の選定は、東北農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、課題提案書等提出された資料を審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等提出された資料のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、東北農政局管内各県 1 者を予定している。
ただし、課題提案書等提出された資料を審査し、事業遂行能力が具わっていないと判断できる場合は、応募者が県内において 1 者であっても補助金等交付候補者として選定しない。

第 10 選定結果の通知

東北農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された者に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を、それぞれ平成 21 年 9 月 18 日（金）までに通知する。

第 11 主な留意事項

- 1 補助事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要綱、食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要領及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱に従って実施すること。
- 2 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管すること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規程により農林水産大臣が別に定める処分制限財産とし、当該財産については農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 4 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、第三者に漏らしてはならない。

